

# 上志津中学校 いじめ防止基本方針



令和8年 4月 1日 版

佐倉市立上志津中学校

## 1 はじめに

いじめは、全ての生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすること、いじめを早期解決することを旨として行われなければなりません。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子にも、どの学校でも、起こりうる」、「自分に悪意がなくともいじめになりうる」との意識を持つことが大切です。それぞれの役割と責任を自覚し、心豊かで安全・安心な社会をつくるために、学校を含めた社会全体が課題意識を持っていじめに対峙することが大切です。

上志津中学校では、いじめ防止対策推進法を遵守し、学校、保護者、地域が一体となって連携を図り、「いじめをしない、させない、許さない」学校づくりに邁進します。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第一章第二条より）

つまり、以下の4点にあてはまる場合は全ていじめであると考えます。

- ① 行為をした者(A)も行為の対象となった者(B)も生徒である
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在する
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をした
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じている

※行為者（A）が不明の場合①②に当てはまらないかもしれないが、（B）が心身の苦痛を感じている場合、いじめと認知することが妥当と考える。

## 3 いじめの態様

いじめは「暴力を伴ういじめ」と「暴力を伴わないいじめ」に分けて考えることが、いじめの解決には有効であると言われていています。

「暴力を伴ういじめ」は「目に見えやすい」が、「暴力を伴わないいじめ」は「目に見えにくい」ため見過ごされやすくなることがあります。こじれて深刻ないじめに発展する場合や、最初に被害を受けた生徒がやり返したりする場合があります。見えにくい上に、その場だけで、その事案のみを指導しても解決しないことがあります。


態様は以下のようなことがあげられます。

<態様例>

- ・無視や仲間外れのような、心理的なもの。
- ・暴力（強く殴る、蹴る行為はもちろん、ふざけるふりをして軽く叩いたり、小突いたりする行為を含む。）
- ・悪口（からかい、冷やかす、脅しなど、嫌なことを言われるもの。）
- ・強要（危険なことや、恥ずかしいことなどを無理にさせられるもの。）
- ・金品の要求等（お金や物を取られる、あるいは隠される、壊される行為。）
- ・ネットによるいじめ（携帯電話・スマートフォンやパソコンのメール、SNSなどを使い、悪口を書かれたり、画像や個人情報などを無断で掲載されたりするもの。）
- ・自分では何気なく友達にちょっかいを出したが、相手は嫌がっていた。
- ・相手が嫌だと知らずに、嫌がっているあだ名で呼んだ。
- ・周りは「いじっている」との認識だが、本人は嫌がっている。
- ・お互いの勘違いからケンカになった（どちらにも非がある）が、嫌な気分になった。

<判別に迷う例>

- ・文科省資料より引用

◆ **具体的な事例で確認してみましょう。** 

**事例**

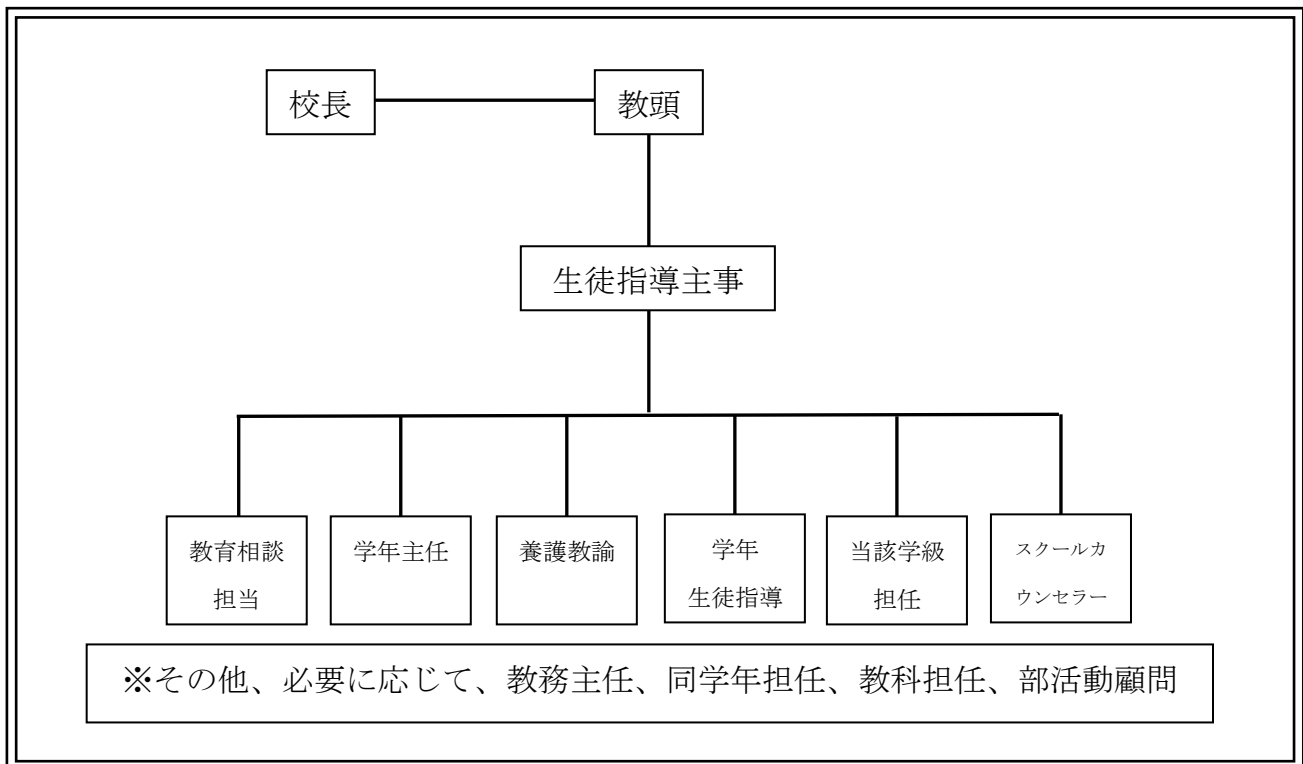
（定期的実施しているアンケート調査で、Bが「いじめを受けた」と回答した。そこで、Bと面談で確認するなどした結果、以下の事実があったことを確認できた。）

体育の時間にバスケットボールの試合をした際、球技が苦手なBはミスをし、Aからミスを責められたり他の同級生の前でばかにされたりし、それによりBはとても嫌な気持ちになった。見かねたCが「それ以上言ったらかわいそうだよ」と言ったところ、Aはそれ以上言うのをやめ、それ以来、BはAから嫌なことをされたり言われたりしていない。その後、Bもだんだんとバスケットボールがうまくなっていき、今では、Aに昼休みにバスケットボールをしようと誘われ、それが楽しみになっている。

この場合、技能の向上を目指すなら多少厳しいことを言っても当たり前、友達が助けてくれてすぐに収まった、友達が味方でいてくれた、今は収まって仲良く過ごしている、等々で迷うことが考えられます。

しかし、定義は前述の①～④です。上記の例はいじめと認知されます。また、ミスについてみんなの前でバカにせず、チームのことを思ってミスを責めてしまったりしたとしても、①～④にあてはまる場合はいじめと考えられます。

## 4 学校いじめ対策の組織



### ①生徒指導部会議

#### ○メンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年生徒指導担当教員、特別支援学級担任等、養護教諭、スクールカウンセラー、

- ・ 1週間に1回程度開催
- ・ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の確認、対応策の協議
- ・ いじめ相談窓口としての役割
- ・ 学校いじめ基本方針の策定の中心組織
- ・ 具体的な年間計画等の作成、見直し
- ・ 重点事項の確認等
- ・ いじめの相談、通報窓口
- ・ 学校のいじめ防止等の進捗状況の確認

### ②いじめ対策会議（生徒指導部会議メンバーと兼ねる）

#### ○メンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年生徒指導担当教員、学年主任、教育相談担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー、学校支援アドバイザー

### ③校内調査委員会

#### ○メンバー

校長、教頭、生徒指導主事、関係学年主任、学級担任、(関係部活動顧問)、養護教諭、  
※スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校支援アドバイザー  
(※必要に応じて)

・いじめの重大事態を認知した場合に緊急招集する。

## 5 いじめが起きないための未然防止策

いじめの未然防止で一番重要なことは、きめ細かな指導と支援です。学校職員が一丸となって、すべての子どもたちの長所を発見しながら、存在感が発揮できる教育活動を実践していきます。また、生徒に対する教師の受容的、共感的な態度により、子ども一人ひとりのよさが発揮され、互いを認め合う関係づくりを行います。

教師の姿勢としては、差別的な発言や生徒を傷つける発言や体罰がいじめを助長することにもつながるとの認識を持ち、温かい人間関係づくりを心がけていきます。

### (1) 授業について

・それぞれの授業において、生徒指導の機能を生かしたわかる授業の実践を目指します。

- ①生徒に自己決定の場を与えること
- ②生徒が自己存在感を感じられるようにすること
- ③共感的人間関係を育成すること
- ④安全・安心に学習できるように配慮すること

### (2) 道徳教育の充実

○いじめを題材として取り上げることを指導計画に位置づけ、相手を思いやる心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図ります。

○全校道徳や人権について考える機会を設けて、思いやりや生命、人権を大切にする等、人権意識の高揚を図ります。

○自他のいのちを大切にする教育を推進します。

- ・学年の職員、生徒がともに互いを認め合い、多様性を理解しながら、歩みます。
- ・社会的な問題を短学活や学級活動にて日常的に投げかけ、問題意識を持たせます。
- ・学校行事、生徒会活動、部活動を通して、リーダーとして他を思いやる気持ちを育てます。

### (3) 体験学習の充実

○達成感や感動、人間関係を深められる体験活動を企画し、実施します。

- ・1年生・・・校外学習、「職業人に聞く」などで仲間や地域との関わりを感じさせます。
- ・2年生・・・校外学習やキャリア教育を通して、自己肯定感の高揚を図ります。
- ・3年生・・・保育実習での幼児との関わり等で思いやりや優しさを育みます。

・全学年共通

- ①体育祭や音楽発表会、予餞会などの行事の成功に向け、学級や学年を母体とし、自己存在感や達成感の育成を図ります。
- ②福祉まつりや幼稚園行事補助、募金活動などの地域行事への積極的な参加や、地域自治会との協働を推進し、地域の一員であることを意識させるとともに、多様な人から学ぶ機会を大切にします。
- ③生徒全員が生徒委員会のメンバーとして責任を持って活動し、学校の一員としての帰属意識を高めさせます。

(4) 相談体制の充実

○教育相談により、生徒の悩みや変化に早く気づく体制を整えます。

- ・定期的な教育相談を、年間3回(5月・10月・1月)行います。学級担任との相談を基本としながら、生徒からの指名相談も行います。
- ・いつでも面談ができる体制を整えます。
- ・やり取り帳を活用した相談を行います。
- ・スクリーニング機能として一人一台端末を活用した心の健康観察を実施します。

(5) 定期的なアンケートの実施

○千葉県教育委員会実施の学校生活アンケートを実施します。

(令和6年度は5・7・9・11・1月実施)

○教育相談を行う際に、事前アンケートを実施します。(4・10・1月実施)

○学校いじめアンケートを実施します。(6・12・2月実施)

- ・結果の掌握は学級担任を中心に行い、その日のうちに生徒指導主事から校長へ報告します。また、生徒指導部会議を経て全職員で把握します。

(6) 生徒会を中心とした取り組み

○生徒会活動によりいじめ防止を訴え、解決を図れるような、自治的な活動に取り組みます。

- ・生徒総会で『いじめゼロ宣言』をします。
- ・全校道徳で生徒会本部を中心に、いじめ防止について取り組みます。

(7) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

○情報機器の持つ危険性や、その使われ方を知らせ、それらの問題の解決にあたります。

- ・保護者にも協力してもらい、互いに連携しながら指導にあたります。
- ・情報モラル教室を工夫して実施します。
- ・機を見て学級や学年での指導を行います。
- ・技術科の授業や、各学級や学年集会等の機会も含め、情報機器の正しい使用について指導をします。

- ・悪質な内容を含む場合は、ためらわずに警察に相談します。

#### (8) 保護者への啓発活動

- 年度当初より、いじめ問題に対する学校の認識や対応方針を周知し、協力と情報提供の依頼を行います。
  - ・各種便り等を通しての啓発活動を行います。（学校・学年・学級・生徒指導等）
  - ・保護者会等を通しての啓発活動を行います。

## 6 いじめを認知したときの早期対応策

いじめ問題解消のためには、いじめを早期に発見することが重要となります。全ての大人が連携し、生徒の些細な変化に気付くことが早期発見につながります。いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、判断しにくい形で行われることが多くあります。

些細な兆候であっても早い段階からの確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが必要です。疑いであっても認知した場合、直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、組織的に対応していきます。

#### (1) 事実の確認

○いじめの情報に敏感に対応します。

- ・日頃から、生徒の行動を注意深く見守ります。
- ・やりとり帳や心の健康観察から気になることを発見します。
- ・生徒や保護者からの情報を大切にします。
- ・教職員間で情報を共有します。

○事実の確認を適切に行います。

- ・いじめの情報を認知したら、生徒指導部会議を中心に、複数の職員で組織的に対応します。
- ・当該生徒や関わりのある生徒及び全ての教職員から情報の提供を得て、事実関係の把握に努めます。
- ・具体的な情報を詳しく整理し、記録します（時系列、生徒別）。

○指導方針を決定します。

- ・いじめの状況、生徒の状況と関係、家庭の状況等を考慮し、生徒指導部会議で指導方針を迅速に検討します。
- ・教職員が情報を共有し、今後の指導の進め方について共通の認識をもって指導にあたります。
- ・犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察への相談や通報も行います。

## (2) いじめを受けた生徒、保護者への支援

○事実関係を適切に伝えます。

- ・事実確認で把握した状況を、正確・丁寧に説明します。
- ・学校の指導方針（過程）を説明し、協力を依頼します。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラーなどの専門性を活用するなど、外部人材との連携を図ります。

○いかなる理由があっても、いじめられた生徒を守り通す姿勢で問題の解決にあたります。

- ・いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくります。
- ・いつでも相談できる体制を作ります。

## (3) いじめを行った生徒への指導

○行った行為については、毅然とした指導をします。

- ・行った行為を振り返らせ、問題点を理解させます。
- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- ・当該生徒間、保護者間で、相互に気持ちを伝え、理解し、今後の良い人間関係の構築につながる支援をします。

○いじめを行った背景については、じっくりと話を聞き、今後の行動について考えさせます。

- ・状況に応じて、スクールカウンセラーなど専門性を活用した指導にあたります。
- ・相手生徒の辛さに気づかせ、内省を促します。
- ・いじめられた生徒の気持ちを最大限に考慮しながら、指導・支援を進めます。
- ・いじめに至った心情や、グループ内での立場などを振り返らせながら、今後の行動について考えさせます。

## (4) 周りの生徒（観衆・傍観者等）への対応・指導

○いじめの持続や拡大には、いじめる生徒といじめられる生徒以外の「観衆」や「傍観者」の立場にいる生徒が大きく影響し、いじめに大きな影響を与えるということを理解しながら、以下のことを指導します。

- ・いじめをはやしたてたり、おもしろがって見たりしている「観衆」は、いじめを積極的に是認し、いじめを促進する役割を担っている。
- ・いじめを見て見ぬふりをする「傍観者」は、いじめを暗黙的に支持し、いじめを促進する役割を担っている。

#### (5) いじめを行った生徒の保護者への支援

○問題解決に向けて、協力を依頼します。

- ・事実確認で把握した状況を、正確・丁寧に説明します。
- ・生徒と同席することを基本とし、事実関係の確認を行います。
- ・事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を行います。

○よい面を伸ばし、自己肯定感がもてるように支援していきます。

- ・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮します。
- ・自分の課題とすべき点について内省を促すとともに、よい点にも目を向けさせ、それを認め、伸ばすための支援を行います。

○自分の問題に向き合えない場合には、毅然とした態度で接します。

- ・必要に応じて、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をすることを伝え、保護者へ協力を依頼します。

#### (6) 継続的な見守り、支援、助言

○表面的な変化から解決したと決めつけず、支援を継続します。

- ・関係する生徒・保護者と継続的に連絡を取り合い、変容に対する情報を伝え、支援します。
- ・関係生徒の小さな変化を見逃さないよう全教職員で努めます。

#### (7) いじめが犯罪行為に当たる場合の対応

○躊躇せず関係機関に相談し、連携のもと指導にあたります

- ・生徒の生命・身体の安全が現に脅かされているような重大事案及びこれに発展するおそれが高いと判断した場合、ためらわずに警察に通報します。
- ・保護者との連携を図りながら、指導を行っているにもかかわらず、いじめが止まらない場合は、その状況に応じて関係機関に連絡します。

## 7 重大事態への対処

重大事態とは、以下の場合が該当する。（いじめ防止対策推進法第五章第二八条より）

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（概ね30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(1) 事実関係を明確にするための調査

- ・調査は校内調査委員会のメンバーで行います。
- ・重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告します。
- ・重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒間の人間関係にどのような問題があったのか、学校・教職員がどのように対応したのかなどの事実関係を、可能な限り明確にします。（客観的な事実関係を速やかに調査します。）
- ・いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とします。
- ・再発防止のための具体策を明らかにします。

(2) 調査に関わるいじめを受けた生徒・保護者への必要な情報の提供

- ・調査の結果については、丁寧に説明します。
- ・事実関係は正確に行い、隠蔽や虚偽の説明は行いません。

8 年間計画（予定）

	学校行事	いじめ問題に関する年間計画
4月	・入学式 ・授業参観 ・教育相談	・学校間、学年間の情報交換 ・いじめに関わる共通理解（職員研修） ・定期教育相談 ・定期的なアンケートの実施
5月	・教育相談 ・生徒総会 ・学校経営説明会 ・体育祭	・定期教育相談 ・定期的なアンケートの実施 ・「いじめゼロ宣言」の実施 ・保護者への「いじめ対策についての説明」
6月	・1年校外学習 ・定期テスト① ・部活動壮行会	・1年生校外学習を通じた人間関係づくり ・話し合い活動（各学級） ・定期的なアンケートの実施
7月	・2年校外学習 ・印旛郡市総合体育大会 ・保護者面談	・2年生職業体験的学習や話を聴くことでの人間関係づくり ・情報モラル教室 ・いじめ対策会議の実施（進行状況の確認）
8月	・保護者面談	・佐倉市いじめ防止サミット（生徒会）
9月	・定期テスト② ・印旛郡市新人大会	・全校道徳←いじめ防止サミット報告を兼ねて ・3年生修学旅行を通じた人間関係づくり

10月	・修学旅行（3年） ・教育相談 ・生徒会役員選挙 ・音楽発表会	・定期教育相談 ・定期的なアンケートの実施
11月	・定期テスト③ ・授業参観 ・三者面談（3年）	
12月		・いじめ対策会議の実施（進行状況の確認）
1月	・教育相談 ・1年職業人に聞く	・定期教育相談 ・定期的なアンケートの実施
2月	・保護者面談（1・2年） ・定期テスト④（1・2年）	
3月	・予餞会 ・卒業式	・いじめ対策会議の実施（評価） ・進級する学年の引き継ぎ情報の整理、作成

## 9 その他

- ・年度末にいじめ問題の取り組みについての評価を行います。
- ・年度末にいじめ問題の調査や分析を行い、これに基づいた対応をとります。
- ・この基本方針を学校ウェブサイトにて公開する等、広く理解を求めます。
- ・この基本方針は年度の反省を生かし、見直しや改善を図ります。

平成 25 年	10月10日	策定
平成 26 年	4月1日	施行
平成 27 年	4月1日	改訂
平成 29 年	4月1日	改訂
平成 31 年	4月1日	改訂
令和 2 年	4月1日	改訂
令和 4 年	4月1日	改訂
令和 5 年	4月3日	改訂
令和 6 年	4月1日	改訂
令和 7 年	4月1日	改訂
令和 8 年	4月1日	改訂